

テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金

テクノポート福井総合公園におけるクラスター発生を防止するとともに、大規模催事の開催機運を醸成するため、催事運営費の一部を補助します。

補助金を受けられる対象者

テクノポート福井総合公園において新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに基づいた催事を主催しようとする、次の基準をすべて満たす個人、法人、または団体が対象となります。

- (1) 暴力団でないこと。またはその利益となる活動を行っていないこと。
- (2) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

補助金の対象となる催事

次の条件を満たす催事が対象となります。

- (1) 不特定多数の方の参加が可能な催事であること。

関係者以外の入場を認めない催事（練習会等）は、補助対象となりません。
※食事の提供を伴う催事は、原則、補助対象となりません。

- (2) 観覧者数が101名以上の大規模催事であり、かつ、観覧者数が5,000人以下であること。（※令和2年8月1日以降は、スタジアム収容人員の50%（10,526人）以下であること）

- (3) 主催者において「新しい生活様式」（厚生労働省）、「移行期間における都道府県の対応について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、業種ごとの感染症対策予防ガイドライン（内閣官房）等を確認のうえ、感染症対策を徹底すること。併せて、来場者にも上記ガイドライン等に従った感染症予防対策（検温やマスクの着用等）を求めること。

※別添チェックリストに示された点について、すべて協力いただく必要があります。

- (4) 催事の開催日が交付決定の日から令和3年3月31日までの間であること。

※本制度の創設前から予定されていた催事であっても、上記(1)～(3)を適正に実施する場合には、補助対象となります。

- (5) 国や地方自治体が主催する催事でないこと。
- (6) 当該催事が宗教活動や政治活動でないこと。

補助金の対象となる経費

3密を避けた新しい生活様式に基づく催事を開催する際に新たに発生するかかり増し経費で、以下に示すものが対象となります。

- (1) 消耗品費：
感染拡大防止資材等の購入費用
- (2) 人件費：
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを遵守するために必要な、入退場の制限、消毒、検温等を担う要員の人件費
- (3) 会場使用料：
テクノポート福井総合公園の使用料
- (4) シャトルバスの運行に要する経費：
代替交通手段の確保が必要と認められる場合のみ

※ 対象業務を業者に委託した場合は、その委託料が対象となります。

補助金の交付上限額

(1) 観覧者数

観覧者数	補助上限額 (1日あたり)
101～500人	50千円
501～1,000人	300千円
1,001人～	1,000千円

※1催事につき2日間を上限とします。

※日数の計算に、準備や後片付け等に要する日数は含みません。

(2) シャトルバスの運行

シャトルバスの運行	補助上限額 (1日あたり)
行う	1,000千円

※支給額の上限は、上記(1)と(2)の合計とします。

※ただし、観覧者数が1,000人に満たない催事の場合には、(2)は適用しません。

申請の方法

申請書等を福井県産業労働部公営企業課に提出してください。郵送でも受け付けます。
また、テクノポート福井総合公園でも申請の取り次ぎを行います。

申請に必要な書類

- （様式第1号）交付申請書
- （添付書類1）収支予算書
- （添付書類2）テクノポート福井総合公園利用申請書（写）
- （添付書類3）感染拡大防止対策チェックリスト【交付申請時】
- （添付書類4）県税の納税状況の確認に関する同意書
（添付書類5）債権債務者登録申請書 ※県に登録がない場合は様式をお渡しします
（添付書類6）添付書類5で指定した口座の、口座番号等が確認できるもの（通帳の写し）
（添付書類7）交付決定前着手届 ※交付決定を待たず着手したい場合のみ

申請の方法（事業を変更・中止する場合）

※提出前に福井県産業労働部公営企業課（またはテクノポート福井総合公園）に御相談ください。

申請に必要な書類

- （様式第2号）変更交付申請書
- （様式第3号）事業中止承認申請書

実績報告

催事終了後、報告書等を福井県産業労働部公営企業課に提出してください。
また、テクノポート福井総合公園でも報告の取り次ぎを行います。

実績報告に必要な書類

- （様式第4号）実績報告書
- （添付書類1）事業報告書
- （添付書類2）収支決算書 ※領収書等の一連の経理関係書類の写しも添付
- （添付書類3）感染拡大防止対策チェックリスト【実績報告時】

補助金の請求

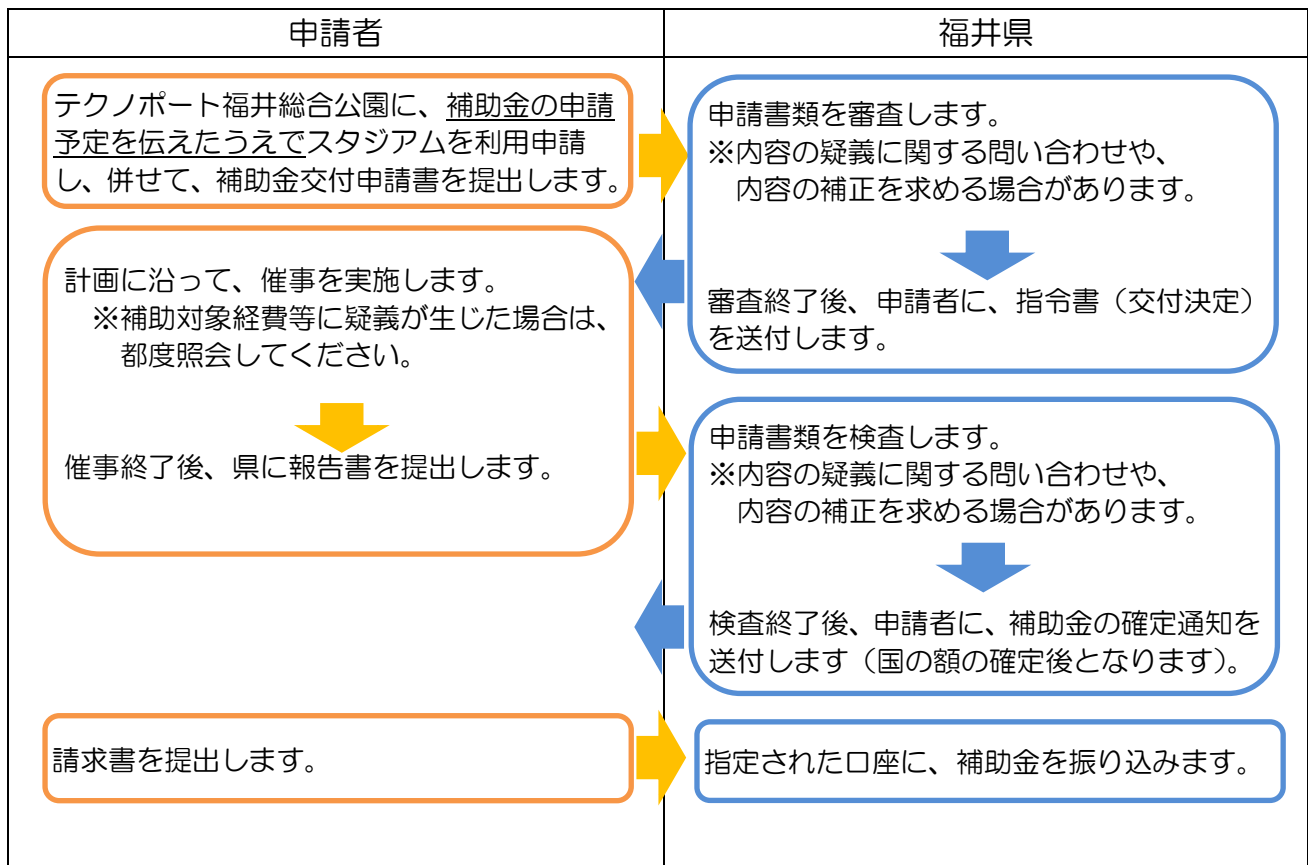
実績報告書を提出後、請求書を提出してください（額の確定を受けている必要はありません）

請求に必要な書類

- (様式第5号) 交付請求書

手続きの流れ

手続きの流れは以下のとおりです。



その他

補助金の交付に関する事項を定めたものです。

- [テクノポート福井総合公園感染拡大防止事業補助金交付要綱](#)

よくある質問をまとめました。

- 既に予約が済んでいても、補助金を申請することはできますか。
→できます。（予約の時期にかかわらずかかり増し経費は発生するため）
- 有料のイベントでも、補助金を申請することはできますか。
→できます。（有料・無料を問わず、かかり増し経費は発生するため）
- 他の補助金と重複して支給を受けることはできますか。
→できます。ただし、補助金の合計が事業費を上回る場合は、事業費を上限とします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策には、3密を避けることが重要です。
他の県有施設においても同様の事業を実施していますので、催事の企画にあたっては、見込まれる観覧者数に応じた適切な会場を選定してください。

（参考）この事業を同時に実施する県有施設

- 福井県生活学習館
- ハーモニーホールふくい
- 福井運動公園
- 福井県立武道館
- 福井県国際交流会館
- サンドーム福井
- 福井県産業会館

お問い合わせ先

福井県産業労働部公営企業課 (0776-20-0543)
テクノポート福井総合公園指定管理者(0776-81-6145)